

豊岡河川国道事務所地震防災体制発令基準表

注意体制	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 事務所管内(豊岡市)で震度5弱の地震が発生した場合 (ロ) 兵庫県北部に津波注意報が発令されたとき (ハ) その他水防上の体制が必要と判断したとき (ニ) 対策部長が必要と判断したとき (ホ) 河川部関係地震災害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 事務所管内(豊岡市)で震度5強の地震が発生した場合 (ロ) 兵庫県北部に津波警報が発令されたとき (ハ) 対策部長が必要と判断したとき (ニ) 対策本部長が指示したとき
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 事務所管内(豊岡市)で震度6弱以上の地震が発生した場合 (ロ) 大規模災害が確認されたとき (ハ) 対策部長が必要と判断したとき (ニ) 対策本部長が指示したとき
体制解除	体制の必要が無くなったとき

豊岡河川国道事務所風水害体制発令基準表

注意体制	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 大雨、洪水及び高潮に関する注意報が発令され、対策部長が必要と判断したとき (ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき (ハ) 円山川流域平均累加雨量が50mmになったとき (ニ) 立野、上小田、弘原、宮井のいずれかの水位観測所の水位が、水防団待機水位を超すと予想されるとき (ホ) 樋門、樋管等の操作または操作の体制をとる必要があるとき (ヘ) 対策部長が必要と判断したとき (ト) 河川部関係風水害対策本部長(以下、対策本部長)が指示したとき
第一警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 大雨、洪水及び高潮に関する警報が発令され、対策部長が必要と判断したとき (ロ) 台風の近畿地方接近又は上陸が予想されるとき (ハ) 円山川流域平均累加雨量が、70mm/12hr又は100mm/24hrになったとき (ニ) 立野、上小田、弘原、宮井のいずれかの水位観測所の水位が、氾濫注意水位を超すと予想されるとき (ホ) 水防活動の必要が予想されるとき (ヘ) 被害の発生が予想されるとき (ト) 対策部長が必要と判断したとき (チ) 対策本部長が指示したとき
第二警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 立野、上小田、弘原、宮井のいずれかの水位観測所の水位が、氾濫注意水位を超え、なお上昇すると予測されるとき (ロ) 立野、弘原、宮井のいずれかの水位観測所の水位が、氾濫危険水位に達すると予測されるとき (ハ) 兼用道路等にかかる交通規制が予想されるとき (ニ) 甚大な被害の発生が予想されるとき (ホ) 対策部長が必要と判断したとき (ヘ) 対策本部長が指示したとき
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> (イ) 立野、弘原、宮井のいずれかの水位観測所の水位が、計画高水位を超えたとき (ロ) 甚大な被害が発生したとき (ハ) 対策部長が必要と認めたとき (ニ) 対策本部長が指示したとき
体制解除	<ul style="list-style-type: none"> 体制の必要が無くなったとき

豊岡河川国道事務所水質事故防災体制発令基準表

警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 直轄管理区間あるいは直轄管理区間外の河川等において魚の浮上、へい死等の事態が発生し、直轄管理区間の河川への影響を監視する必要がある場合。 ② 直轄管理区間あるいは直轄管理区間外において発生した事故など突発的な事態により、直轄管理区間の河川管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。 ③ 海域において、油の流出事故など突発的な事態により、直轄管理区間の河川管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。 ④ その他対策部長が必要と判断した場合。
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 直轄管理区間あるいは直轄管理区間外において発生した事故など突発的な事態により、直轄管理区間の河川管理に重大な支障を及ぼしている場合。 ② 海域において、油の流出事故など突発的な事態により、直轄管理区間の河川管理に重大な支障を及ぼしている場合。 ③ その他対策部長が必要と判断した場合。
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 警戒体制・非常体制の後、直轄管理区間の河川管理に重大な支障を及ぼすおそれがなくなったが、河川への影響等を監視する必要がある場合。
体制解除	体制の必要が無くなったとき